

シンポジウム実施報告

「東京三会医療ADRの活用を考える ～発足から9年の歩みを踏まえて～」

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 第二東京弁護士会 木崎 孝 (43期) ●Takashi Kisaki

東京三弁護士会では、2007年9月から、あっせん人3名体制で（一般あっせん人1名、患者側代理人の経験豊富なあっせん人1名、医療機関側代理人の経験豊富なあっせん人1名。いずれも弁護士。人数については例外もあり。）、医療紛争に特化したADRが行われている。東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、この東京三会医療ADRの現状と課題についての理解を深めるべく、2017年1月30日、クレオにて「東京三会医療ADRの活用を考える～発足から9年の歩みを踏まえて～」と題するシンポジウムを開催した。

本シンポジウムでは、まず、基調講演として、松井菜採弁護士（東弁）から、東京三会医療ADRの運用状況（最近では年間60件以上の申立てがあり、約3分の2が応諾され、そのうち約3分の2で和解が成立していること、和解成立事案の開催期日は平均3.8回であること等）や、利用者代理人およびあっせん人のアンケート結果などが紹介された。東京三会医療ADRを複数回利用した経験のある代理人からのヒアリングでは、ADRのメリットとして、①手続が柔軟、②解決までに要する期間が短い、③裁判官では聞いてくれそうにない心情まで聞いてもらえる、④医療紛争の実態をよく知るあっせん人が関与しており、裁判官とは異なる説得力につながっている、などの回答が得られたとのことである。

その後、パネリストとして、日頃患者側代理人として活動されている五十嵐裕美弁護士（東弁）、細川大輔弁護士（一弁）、医療機関側代理人として活動されている蒔田覚弁護士

（二弁）、梶英一郎弁護士（一弁）に登壇頂き、基調講演者も交え、当職がコーディネーターとなってパネルディスカッションを行った。

東京三会医療ADRのあっせん人は全て弁護士で、医師が加わっていない点については、医療紛争は、医学的知見を踏まえつつも、最終的には法的観点からの解決が望まれることから、弁護士のみの体制の方がむしろ望ましいとの意見が大勢を占めた。そして、責任論に争いがあるようなケースでも、経験豊富なあっせん人のアドバイスにより早期に妥当な線で和解ができる可能性もあるのでADRは有用であるとの指摘がなされた。

また、ADR申立てにあたっては、弁護士として、診療経過や医学的知見を十分調査して、解決の方向性について見通しを立てた上で申立てすることが重要で、解決をあっせん人に丸投げするような姿勢ではいけないとの注意喚起もなされた。

さらに、当事者代理人としてADRにかかわる際には、①適切な論点整理（必ずしも法的なものに限らない）と医学知識の理解、②紛争当事者（患者・医師）の心情の理解、③精度の高い裁判手続の結果の予測、などが重要である。また、④依頼者の言い分を伝えることは大事であるが、依頼者との過度な一体化は避け、一歩引いて客観視して、相手方の言い分も十分に理解しようとする姿勢が重要ではないか、との指摘もなされた。

本シンポジウムが、医療紛争を扱う代理人の参考となり、紛争の解決に資することになれば幸いである。

